

知事・道議会議員選挙 4月10日(日)

市長・市議会議員選挙 4月24日(日)

投票のできる方

選挙人名簿に登録されている方が投票できます。なお、各選挙で登録の要件が違います。

知事選挙の登録の要件

■年齢要件 平成3年4月11日までに生まれた方。

■住所要件 平成22年12月23日以前から引き続き赤平市の住民基本台帳に登録されている方。

道議選挙の登録の要件

■年齢要件 平成3年4月11日までに生まれた方。

■住所要件 平成22年12月31日以前から引き続き赤平市の住民基本台帳に登録されている方。

転入・転出した方の投票方法

知事、道議選挙の場合、転出先市町村に引き続き居住している証明書の提示が必要となります。この証明書は、転入転出先市町村で無料交付されます。

なお、道外に転出した場合は、選挙権がなくなります。

市長・市議選挙の登録の要件

■年齢要件 平成3年4月25日までに生まれた方。

■住所要件 平成23年1月16日以前から引き続き赤平市の住民基本台帳に登録され、投票日当日赤平市に住所を有する方。登録されても、投票日当日までに転出した場合は、選挙権がなくなります。

■また、不在者投票後投票日当日において住所を有しない場合も投票が無効になります。

道内での転出・転入

知事・道議選挙

・道内の他の市町村へ転出した場合、赤平の選挙人名簿に登録されている方が道内の他市町村に転出した場合、次のいずれかの方法で投票できます。

- ・赤平市に戻って投票日当日または期日前投票する。
- ・転出先の市町村で不在者投票する。
- ・道内の他の市町村から転入した場合、道内の他市町村から転

入した場合、次のいずれかの方法で投票できます。

- ・前住所地に戻って投票日当日または期日前投票する。
- ・赤平市で不在者投票する。

※転出・転入いずれの場合も、市区町村長が発行する「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。市区町村の窓口で交付の申請をしてください。

※知事・道議の選挙権は道内での転出の回数が1回のみの場合に限られ、道内であっても2回以上転出した場合は投票できません。

※知事・道議選挙とも、投票日前日までに道外に転出した方は投票できません。

※不在者投票は、郵送のため日数がかかりますので早めに手続きをお願いします。

市長・市議選挙

投票日前日までに市外に転出した方は投票できません。

投票所入場券

投票所入場券は、知事・道議用と市長・市議用の2種類があります。投票の際に本人であることを確認するもので、選挙が告示されたところに郵送されます。投票所入場券をご持参ください。

い。(無くても投票できます) 万一紛失しても投票はできません。投票日当日、該当する投票所の受付係にその旨をお申し出ください。

期日前・不在者投票

投票日当日に、仕事がある方や自分の投票区域外でレジャーや買い物等の予定がある方は期日前・不在者投票ができます。

期日前投票のときは、投票所入場券の裏面の宣誓書にあらかじめ必要事項を記入して、ご持参いただくとう受付が早く済みま

す。出稼ぎ、旅行、その他で赤平を離れる方は赤平市選挙管理委員会または、滞在地の選挙管理委員会から不在者投票請求書をもらい、赤平市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。手続き上、日数がかかりますので早めに手続きをしてください。

投票できる期間
知事選挙 3月25日～4月9日
道議選挙 4月2日～4月9日
市長・市議選挙 4月18日～4月23日

右記期間の毎日、午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所

赤平市選挙管理委員会(赤平

市コミュニティセンター)、滞在地などの選挙管理委員会、指定を受けた病院や福祉施設などに入院(所)の方はその施設郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある方などは、郵便による投票ができます。条件がありますので詳細は選挙管理委員会までお問合せください。

代理投票

投票所での投票で、体が自由なために文字を書くことができない方には、本人に代わって係員2名が対応します。受付の際に、お気軽にお申し出ください。

開票

知事・道議選挙

4月10日即日 21時～

市長・市議選挙

4月24日即日 21時～

場所は、総合体育館で行います。

開票速報は、総合体育館で行います。

投票所及び投票区域は「広報あかびら4月号」に掲載します。

統一地方選挙に関する問合せ

赤平市選挙管理委員会事務局

32・1846